

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		公共物の目的外使用等に関する許可に基づく権利譲渡の承認
根拠法令及び条項		新座市公共物管理条例第7条第1項 許可に基づく権利は、市長の承認を受けなければ、これを譲渡することができない。
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審 査 基 準	関係条項	新座市公共物管理条例施行規則第5条 第5条 条例第7条第1項の承認を受けようとする者は、新座市公共物使用等権利譲渡承認申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、新座市公共物権利譲渡承認・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)